

新たな委員が活動を開始しました！

このたび、民生委員・児童委員の3年に一度の改選が行われ、令和7年12月1日に199人が厚生労働大臣から委嘱を受け、新たな任期での活動をスタートしました。

民生委員・児童委員は、皆さまの最も身近な相談相手として、住民の皆さまの立場に立って活動しています。生活上の「困りごと」や「心配ごと」を地域や専門機関と連携しながら、適切な支援やサービスへとつなぐ、重要な役割を果たしています。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員・児童委員は、皆さまと同じ地域住民の一員です。

民生委員は、それぞれが担当する区域において、常に住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行い、地域福祉の増進に努める特に、高齢者や障がいをお持ちの世帯の見守りや安否確認など、地域で誰もが安心して暮らせるための大切な役割を担っています。

また、民生委員は児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもの見守りや、子育ての不安、妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行います。

民生委員・児童委員の中には、児童福祉に関する問題を専門に担当する「主任児童委員」が置かれています。

こんな活動をしています

・見守り活動

区長や福祉協力員、地区社会福祉協議会と協力しながら、地域の高齢者や障がい者、子育て世帯への訪問や見守り活動を行っています。

・地域活動への協力

赤い羽根共同募金や、障がい者スポーツ大会など地域の福祉活動やボランティア活動への参加・協力をっています。

・福祉サービスの情報提供

住民から相談があった時に、必要となる福祉サービスや制度に関する情報の提供を行っています。

・子ども・子育て支援

「ばぶちゃん広場」などの開催を通じて、子育てに関する相談対応や、関係機関との連携を図ります。また、グッドマナーキャンペーン等で児童の見守りを行っています。

あなたの地域の 身近な相談相手、 民生委員・ 児童委員です



生活の中でご心配なこと、 お困りのことがあれば、 遠慮なくお話ください

- ・健康や生活に関するこ
- ・子ども・子育てに関するこ
- ・障がいのある方や高齢者に関するこ

※民生委員・児童委員には法律で守秘義務が課せられています
ので、安心してご相談ください。

わたしの地域の民生委員・ 児童委員は？

お住まいの地域の民生委員・児童委員をご紹介します。

問 福祉政策課 ☎0761-72-7854